

東海第二発電所の運転上の制限の逸脱について

東海第二発電所（沸騰水型軽水炉、定格電気出力110万キロワット）は第25回定期事業者検査中、2月21日10時36分、非常用ディーゼル発電機（2C）（以下「D/G 2C」という。）の機能維持確認試験（定期確認）を実施していたところ、D/G 2Cの冷却用海水ポンプが自動停止しました。

このため、2月21日10時39分、D/G 2Cを待機除外とし、東海第二発電所原子炉施設保安規定第61条で定める運転上の制限の逸脱*を宣言しました。

なお、外部電源及び高圧電源車において、安全上必要な電源を確保しており、使用済燃料プールの冷却系など発電所設備に異常はありません。

今後、速やかに原因を調査するとともに必要な対策を行い、D/G 2Cの復旧に向けた取り組みを行います。

また、本事象による外部への放射性物質の放出はなく、環境への影響はありません。

* 運転上の制限の逸脱

現在、原子炉は停止中であり、保安規定第61条において非常用ディーゼル発電機は、2台の非常用発電設備が動作可能であることが要求されています。

東海第二発電所では、非常用発電設備として、3台の非常用ディーゼル発電機に加え、高圧電源車があります。事象発生時は、非常用ディーゼル発電機2台を作業により計画的に待機除外としており、D/G 2C、高圧電源車が待機中でした。

なお、保安規定で定める運転上の制限とは、この範囲内で運転していれば十分に安全を確保できる設備の機能的能力又は性能水準を示したものです。運転上の制限を満足していない状態（運転上の制限を逸脱）になりましたが、直ちに安全上の重大な問題を生じていることを意味するものではありません。

以上

(非常用ディーゼル発電機その2)

第61条 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、非常用ディーゼル発電機は表61-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 非常用ディーゼル発電機が第1項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 発電長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第66条(所内電源系統その2)で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機について表61-2に定める事項を確認する。

3. 発電長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じるとともに、炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーによる照射された燃料に係る作業を中止する必要がある場合は、炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは、表61-3の措置を講じる。

表61-1

項目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機	第66条(所内電源系統その2)で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備 ^{*1} が動作可能であること

※1：非常用発電設備とは、非常用ディーゼル発電機及び必要な電力供給が可能な非常用発電機をいう。

表61-2

項目	頻度
1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,555V以上7,245V以下及び周波数が49Hz以上51Hz以下であること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを確認する。	1ヶ月に1回
2. 2C系及び2D系のデイタンクレベルが1,280mm以上であること及び高圧炉心スプレイ系デイタンクレベルが1,300mm以上であることを確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。	1ヶ月に1回

表61-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 発電長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 A2. 発電長は、炉心変更を中止する。 A3. 発電長、炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 A4. 発電長は、有効燃料棒頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに